

# 令和5年第2回(6月)川南町議会定例会会議録

令和5年6月13日 (火曜日)

## 本日の会議に付した事件

令和5年6月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第34号 川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第35号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第36号 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第4 議案第37号 川南・都農介護認定審査会共同設置規約の変更に関する都農町との協議について
- 日程第5 議案第38号 川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について
- 日程第6 議案第39号 令和5年度川南町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第40号 令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第 10号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第 11号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第 12号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第 13号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議員派遣の件について
- 日程第18 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について

出席議員(12名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君

欠席議員(1名)

13番 河野 浩一 君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	東 高 士 君	副町長	河野 秀二 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	大山 幸男 君	まちづくり課長	甲斐 玲 君
財政課長	川崎 紀朗 君	税務課長	米田 政彦 君
町民健康課長	谷 講 平 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
環境課長補佐	米田 正清 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	黒木 誠一 君
上下水道課長	大塚 祥一 君	教育課長	山本 博 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

---

午前9時00分開会

**○副議長（徳弘 美津子君）** おはようございます。

副議長の徳弘でございます。

本日、河野浩一議長から病気のため欠席するとの届け出がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりでございます。

しばらく休憩します。

全員議員控え室に移動願います。

午前9時01分休憩

.....  
午前10時01分再開

**○副議長（徳弘 美津子君）** 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行します。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするよう願います。傍聴人の皆様に申し上げます。議場内では、議会傍聴規則第8条及び第9条の規定により、議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明することはできません。

また、写真動画撮影録音はできませんので、よろしく願いいたします。

ここで田中宏政議員より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

**○議員（田中 宏政君）** 先日、一般質問内におきまして、新富町が固定資産税未申告者に5年間さかのぼり請求し、未申告者がこれを支払いその後新富町が返還したという説明をいたしました。新富町に確認したところ、令和3年度途中に発覚したこの件は、5年間さかのぼらずに、令和4年度からしっかりと申告し、納入してくださいという趣旨であり、新富町が未申告者に対し、5年間さかのぼり請求したことも返還した事実もありませんでした。

訂正し、謝罪いたします。以上です。

**○副議長（徳弘 美津子君）** ここで小嶋貴子議員より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

**○議員（小嶋 貴子君）** 私は6月8日午後からの一般質問において、副町長に対して発言した例え話を撤回いたします。

副町長は次のように言われました。

学校前の看板は、私はただ資材などを持っていたから友人に頼まれたただけだ。そこで私は、

次のような例え話をしました。例えば強盗する人が友達に、おい、ここを見張っちゃってと頼まれた。その友達は何も知らないけど見張っていた。警察ざたになった。そのときに何も知らなくても、友達に頼まれてた、頼まれて見張っていたその人も、やはり罪に問われます。この例えばなしの部分撤回し、謝罪いたします。強盗とその友達の例えが議場の品位に合わず、不適切でした。

副町長を強盗だとか、強盗の仲間だとか、そういう意味で言ったのではありませんでしたが、副町長の名誉を傷つけるものであるとしたら、深く謝罪し、お詫び申し上げます。

申し訳ありませんでした。以上です。

**○副議長（徳弘 美津子君）** 日程第1、議案第34号川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、日程第2、議案第35号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第3、議案第36号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第4、議案第37号川南・都農介護認定審査会共同設置規約の変更に関する都農町との協議について、日程第5、議案第38号川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について、本5議案は総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

**○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君）** 総務厚生常任委員会に付託されました議案第34号、議案35号、第36号、第37号、第38号につきまして、審査の経過と結果について報告いたします。

いずれの議案も、所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。議案34号川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、国の方針に基づき、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、規定を削るものです。町民健康課より、令和2年度4名、30日間、令和3年度5名、30日間派遣があったと報告がありました。委員からは、今後、新型コロナウイルス感染症がまだまだ終わっていないため、町職員が安心して仕事が仕事に当たれるようにと意見がありました。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第35号、川南町国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険税の医療分の所得割額を100分の6.98に、均等割額を3万6500円に、後期高齢者支援分の所得割額を100分の2.58に、均等割額を1万4300円に、介護分の所得割額を100分の2.16に、均等割額を1万6500円にそれぞれ引き上げるものです。全体では約2160万円の増収を見込んでいます。国民健康保険の被保険者は4,275人です。採決では賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第36号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につ

いては、法律が変更になったことによる改正です。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第37号、川南・都農介護認定審査会共同設置規約の変更に関する都農町との協議については、委員の定数を15人以内から20人以内に増員するため、規約の変更を、都農町と協議することについて議会の議決を求められたものです。福祉課より審査委員の負担軽減のためとの説明です。特段異議もなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第38号、川南町立中学校統合整備基本計画の廃止については、町長、副町長、教育長、関係各課長等の出席を求め、6月8日に文教産業常任委員会との連合審査を開会しましたが、翌日に持ち越しとなりました。6月9日に文教産業常任委員長より総務厚生常任委員会単独での審査の申し出がありましたので、総務厚生常任委員会で審査を行いました。総務厚生常任委員会でも意見がわかれ、議論に時間をかけました。委員から、賛成、反対の討論があり、採決の結果、反対多数で否決されました。

以上で報告を終わります。

**○副議長（徳弘 美津子君）** 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

念のため申し上げます。討論採決は議案ごとに行います。

議案第34号、川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告の通り、すなわち、原案の通り決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号川南町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第35号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

町民から川南町の国保税は高いという声があります。国が2018年度から国保の都道府県化事業を行っています。高過ぎる国保税を下げるためには、公費を投入するしかありません。全国知事会、全国市長会、全国市町村長会議なども公費を1兆円規模の国費投入を求めています。従って、国庫負担を増やすことを国に求め、高過ぎる国保税の引き下げの手立てを尽くすことこそ必要であることを強く求めて、反対討論といたします。

**○副議長（徳弘 美津子君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**○議員（児玉 助壽君）** 議案第35号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場に立って討論いたします。

原案は小学生から高校に入学するまでの医療費、医療受診に関わる医療費の窓口負担を無償にするための財源確保策であり、同僚議員は常々子供の医療費無償化を叫び続けてこられました結果の原案であり、そのことが、その意味がわかっておられるのか不思議でなりません。原案に反対するのは、基金は枯渇し、保険事業、制度が破綻します。

そうすれば住民の多くの方が病院に受診できなくなります。したがって、原案に賛成するものであります。同僚議員の皆さんの賛同を求めて討論を終わります。

**○副議長（徳弘 美津子君）** 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、議案第35号川南町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号川南・都農介護認定審査会共同設置規約の変更に関する都農町との協議について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号川南・都農介護認定審査会共同設置規約の変更に関する都農町との協議については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号川南町川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第38号川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について、賛成の討論をいたします。

その理由は、町長は、新中学校建設計画は結論ありきでスタートし、十分な説明のないまま進められたことにあります。よって、本議案の提出をされたものです。町民からの不満の声があり、私はこれまで、中学校の統廃合問題をこのまま進めていいのかについて、令和2年9月議会、令和3年3月議会、令和4年6月議会で毎年質問してまいりました。昨年6月議会の一般質問では、前町長から、この中学校の問題に関して、これまで丁寧に慎重に進めてきた。昨年12月議会において、新中学校の設置場所を含む基本計画と関連する条例は可決された。川南町議会が下した決定を計画どおり進めるつもりだ。内藤議員のこの計画を進めさせようとしない発言は、賛成多数で決定したことには、従わなくてはならない、議会制民主主義を否定するものと考えるが、いかがかと反問されました。確かに議会では討論をしましたが、議論をしましたが、町民に対しては何も説明されておりません。このときは私の意見を少数意見として、議会制民主主義にした従うべきであると、強引に進められました。

私は一貫して建設ありきの統廃合ではなく、川南町はもとより、広く中学校がもう一つあっても、良いくらい子供の学習は保障されるべきと考えています。

今回、新町長が白紙に戻すという意見を受けて、町民が選択した事実があります。十分な説明のない計画に関しては、建設会社との癒着も考えられるとの町民の意見もあります。そんな中で、今議会では、町長が提案された議案を粛々と議論したいと考えていたのですが、元の建設推進派の議員から誹謗中傷を含めたいろいろな意見が出され、混沌としている状況です。また、総務厚生常任委員会に今回の議案が付託されましたが、議運の委員長自らこの議案を審査するべきではないとの意見が出されました。議会運営委員会というのは、委員長報告が議場で報告された後は、そのまま議論するのが会議規則であります。

この議案に反対だから、横槍を入れ、議会を停滞させる行為は、会議規則では厳しく戒めています。今回の選挙で、小さな声が大きな声になり変わり、議会制民主主義において、もう一度、賛否を問えと町民が立ち上がったものだとは私は理解しています。

東町長が提案されたように、川南町立中学校統合整備基本計画については白紙に戻し、町民の声を聞き、議論を深める必要があります。もう一度、町民の意見をしっかり聞き、子供たちがどうしたら安心して中学校生活を送ることができるのか、ゆっくりと考える時間が必要です。

私はこれまで、子供の医療費を18歳までの無償化と給食費の無償化について長年訴えて、ようやく実現しました。若い人の声も届けています。しかし、中学校統廃合問題は、若い人たちだけの問題ではなく、町民全体の問題です。総務厚生常任委員会に、町長、副町長、教育長が同席され、その中で、教育基本法など様々なことを聞かれました。米田議員のお金の問題として質疑をされましたが、町長は箱物ではなく中身だ。そのための投資をしなければならぬと言われました。これこそが教育の本質ではないでしょうか。また、中村議員は民主主義は少数意見を尊重と言われました。それは議論の内容によるものではないかと思いません。

反対のための意見としては私は受け入れることはできない。私は選挙前にアンケートをとりました。新中学校建設に賛成という意見は8.1%でした。将来、子供たちが誇れるまちにするためには、今こそ意見を聞くべきではないでしょうか。町民の意見を聞くべきです。小中学校の教育環境の整備は、町民大多数の賛同を得られるよう議論をしていただきたいと思います。賛成討論といたします。

**○副議長（徳弘 美津子君）** 次に、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（米田 正直君）** 議案第38号、川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について、反対の立場で討論をいたします。

この計画は、少子化した時代、生徒数の減少は避けられず、二つの中学校を統合し、質の高いバランスのとれた教員の確保等を考慮し、国が示している学校規模適正基準の12学級か



ら18学級、川南町の場合はこれを満たしていないので、統合して12学級を少し超える規模が見込まれるということで、合わせて両中学校とも現施設は築50年を超え老朽化しています。

長寿命化策で耐震補強工事を行い、残り30年は利用できると教育委員会は述べていますが、あくまでも生徒たちの安全確保策をとったにすぎず、IT化した今日の教室の面積や、特別支援教室の確保やバリアフリー化を期待できる学校の構造等を考慮した場合、またトイレ等を含め、30年間老朽化した学校を補修しながら、学校管理をしていき、30年後には建て直しをしなければなりません。今新しく中学校を建設した場合の経費面から見ても、どちらが有利かは一目瞭然であると思います。設置場所については、既存の場所も考えられますが、両中学校の現役生徒や保護者、卒業生等OBにおいては、母校愛があります。そのことを考えると、中央に建設することで、感情論を和らげるものと思います。また、建設時における国等の補助事業を視野に入れたときに、都市計画法の特例法で都市再生特別措置法の適用を受ける立地適正化計画を策定して、学校を含む公共施設医療施設や商業施設、福祉施設の整備を図るもので、特例措置を受けることができ、さらに計画の場所近辺には図書館や文化ホール、運動公園があり、教育環境が整っています。年に数回、中学生は文化祭等で文化ホールを利用し、わざわざ各学校から集まってきます。まちの賑わい作りにも大いに貢献できるものと思っています。川南町立中学校統合整備基本計画中、新中学校づくりの方針、目指す学校像、基本コンセプトについては、新町長も議案審査の中で認めておられます。そのような計画を目指そうとしているのに、新中学校建設反対を旗印にして当選したのだからということで、どうしても新中学校は町長在任中、建設しないとありますが、とても残念であります。

平成28年から現在まで、住民説明会や学校規模適正化審議会、アンケート調査、議会勉強会、学校再編検討委員会が開催され、教育委員会で令和3年11月30日に決定され、令和3年12月議会で議決をして、この計画に沿って進められてきたことを廃止することはとても賛成することはできません。川南町立中学校統合整備基本計画の廃止については反対であります。将来を担う子供たちのために、この計画の真実を町民に伝え、世代を超えた多くの町民の意見を聞いていただき、また、法に基づいた教育委員会の職務権限を逸脱している新中学校を建設しないという公約を撤回する勇気を持たれることを町長に望み、議員各位におかれましては、議案第38号についての反対をお願いして、討論を終わります。

**○副議長（徳弘 美津子君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**○議員（養原 敏朗君）** 私は、議案第38号川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について賛成の立場で討論を行います。

今回、川南町議会の議決すべき事件として、令和3年12月議会において可決された川南町立中学校統合整備基本計画が、川南町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、計画廃止の議案が提案されました。国内において、多くの自治体が議決すべき事件条例を作り、数々の事件を定めています。その事件のほとんどは、いわゆる構想や理念を規定し

たものです。その最たるものは、本町では、議会基本条例に規定されているからと、設けてはいませんが、長期総合計画における基本構想であります。その他、各種プランや名誉市民、町民の案件も多いようです。私は川南町立中学校統合整備基本計画については、提案された際にも、手続きがおかしいと訴え反対しました。

先ほど申し上げましたが、多くの自治体で、理念や進むべき方向等は、議決事件として示していますが、具体的な実施計画を定めたものはほとんど見当たりません。なぜでしょうか。今回の川南町のように、公の施設設置に見られるように、他の法律が存在するものもあります。学校等の公の施設設置や廃止は、地方自治法244条の2により、条例で定めるものとされています。また、地方自治法では、第96条で具体的に15の議決事件を規定しております。これに以外についても、第96条の2で、条例で議決すべきものを定めることができるとされており、まさに今回の川南町立中学校統合整備基本計画は、この条例を受けて、議決されたものです。ところが、地方自治法に規定する15の議決事項の項目には、予算の議決や、一定金額以上の工事、製造請負契約締結も挙げてあります。先に実施計画を議決してしましますと、本来の議決案件であります予算審議や請負契約の承認に影響や、場合によっては矛盾する議決結果が生じます。現に本町でも基本計画はあっても、設計予算等は後日に提案されました。意見の中に既に計画が承認されたのだから、建設に反対するのは議会制民主主義の否定だとの当時の副町長の発言もありました。また、町民の方からは、中学校建設は決まったのですかというお尋ねを多数受けました。私は、建設の方向には進んでいますが、最終決定には至っていませんと、私の見解を地方自治法を基に伝えていました。この計画を根拠に、建設決定と言うのであるなら、この計画そのものが矛盾をはらんだ、あるいは地方自治法上、議会の議決に制約を加える疑問に満ちたものと思えます。一方、計画のあるなしに関わらず、教育委員会は、町内小中学校のあり方については、常に研究、調査すべきと思いますし、その結果は当然町長に進言、説明しなければなりません。教育行政についても、予算編成の財務権限や教育関係条例の提出権限は町長にあるからです。町長も教育委員会の提言には真摯に向かい合う姿勢が必要と考えます。

先日の議案質疑の中で、教育長からもありましたが、大津市のいじめ事件を契機に、地方教育行政法の改正で、責任や役割はより明確になったと思います。総合教育会議をより有効に活用すべきと思いますし、私は教育行政の執行は、教育委員会と町長の分業の上に成り立っていると考えています。議案審議の手続きを正しい形に戻すためにも、また、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議決すべき事件とする条例にそぐわず、誤解を招きかねない川南町立中学校統合整備基本計画は廃止せざるを得ないと考えます。執行部と議会の関係を直視され、地方議会人としての矜持を持って判断を、ぜひともお願いいたします。

**○副議長（徳弘 美津子君）** 次に、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（小嶋 貴子君）** 議案第38号川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について反対

の立場から討論します。

地方自治は民主主義の学校という言葉があります。また、嘘やデマは民主主義の敵という言葉もあります。町長も嘘やデマはよくないと言われました。今回の選挙中、驚くような噂が飛び交いました。立派な封筒やチラシが自宅のポストに入っていました。学校建設に90億から100億かかるとか、何より税金が上がるとか書いてありました。唐瀬原中跡地をY県会議員が好き勝手にするとか、前町長が自分の利益のために新中学校の建設地を決めたなど、嘘やデマが飛び交いました。まさにこの平和な町に分断と対立が生まれました。新学校建設賛成、反対、私はどちらが正しいのかわからないと思いました。認識せずして評価してはならないという言葉があります。まずは調べてみようと思いました。YouTube で、川南町中学校再編計画案、未来の教育を見据えた魅力ある中学校づくりの実現に向けてを見ました。また、教育委員会に行き、話を聞きました。町のホームページから、中学校統合整備実施計画を印刷し、読みました。議事録も全てではないけれど読みました。これらの資料にはなぜ新中学校建設予定地がああ場所なのか、なぜ今なのか。人口減少、少子高齢社会が進む中で、町の将来を今何とかしなければという工夫と思いが詰まっています。今後注目されるバリアフリーや多様性を重んじる視点にも触れられています。今まで審議会や議会で多くの議論が行われてきました。建設は死闘、破壊は一瞬という言葉があります。これだけのものを作り上げるのに、教育長を初め、教育委員会のスタッフ、関係職員がどれほどの時間と労力、心血を注いだことか、このことを考えると胸が熱くなります。今回の選挙を考えると、新中学校建設案が子供を置き去りにした形で政争の具にされたように思います。

噂やデマは民主主義の根幹を揺るがすものです。町長が多くの票を集め、当選されたのは事実です。しかし、その町民の選択が嘘やデマに操られたものであるなら、本当の民意ではないと考えます。私は、法令や条例など、難しいことはわかりませんが、すっきりしない気持ちを抱えた町民がいることも事実です。同じものを見ても聞いても、人それぞれ意見が違うのは当然です。意見をぶつけ合い、対話をすることで、良いものが出来上がると思います。このまま対立が続けば、町民のためにならないと思います。この際、住民投票をしたらどうでしょうか。予算やいろんなメリットデメリット等を町民に正しい情報を知らせた上で、町民に判断してもらうことが最善ではないかと考えます。住民投票をすべきです。町長は、町民の声に耳を傾けると言われました。建設をするにしても廃止にするにしても、もう一度民意を問うことが大事だと思います。そういう意味で、今回の計画廃止には反対いたします。議員各位におかれましては、議案第38号について反対をお願いして、討論を終わります。

**○副議長（徳弘 美津子君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**○議員（田中 宏政君）** 議案第38号に対し、賛成し、討論します。

理由として、まず校舎の建設予定地が適切ではないということです。都会の窮屈な土地に建てるならまだ理解できますが、広大な土地がある川南には理解不能と言えらると思います。

校舎と運動場には高低差があり、車椅子など障害のある生徒には困難を極めると考えられます。また、南海トラフ巨大地震など未曾有の災害の場合、建物が崩壊しなくても、建物の下、地面が耐えることができるのか疑問です。また、生徒の通学の点でも問題があります。高低差のある狭い商店街を生徒たちが自転車で通学するのは、被害者になる可能性も、加害者になる可能性もあり、大変危険だと考えます。また、開校予定時期にも疑問を抱きます。開校予定の令和8年度の生徒数は約430人。この3年後、開校なら約350人。5年後、令和13年の開校にすれば、約320人になる予定です。コストを抑えるという点、推計によりますが、今後増える可能性がないという点から、令和8年度開校はあり得ませんと考えます。また、多少古いデータになりますが、平成29年度の文部科学省の資料によりますと、88%が統合前の学校のどちらかの一つの敷地と既存校ですね、に統合とされています。できるだけコストを抑えての統合がふさわしいと考えている結果ではないでしょうか。話は変わりますが、私は去年の5月に川南小学校で開催された行政座談会に初めて参加しました。40分間、前町長が話をされましたが、中学校統合の話はたったの5分程度でした。中学校統合計画を町民に話す良い機会なのに、たったの5分。啞然としました。また、ウクライナとロシアの戦争により、世界的に物価が高騰しているのに、新聞に書いてあったから、1年後には物価が下がると断言されていました。新聞に書いてあった記事を鵜呑みにする、前町長に啞然としました。新聞の記事を町政に生かす動かすことに疑問を抱いて、椅子から崩れ落ちそうになりました。当然ですが、あの、前町長の話からちょうど1年経ちますが、物価は下がるどころか上がっています。この他にも、小学校のことがほとんど議論されていない点や、行政独断で町民に対する説明が不十分だった点があります。いくつもの建設反対の要因があり、私は議案38号に賛成いたします。以上です。

**○副議長（徳弘 美津子君）** 次に、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（中瀬 修君）** 私は、議案第38号である川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について反対することを討論いたします。

私達が、今日の議論をしていること、そしてその中で出された町長の答弁というのは、川南町町民全体からの民意を完全に反映しているとは言い切れないと判断いたしました。なぜなら、町長選挙では、4,080票を獲得されましたが、元職との差はわずか338票。ポイント差は5ポイント未満で、完全に民意を得たとはいえないからです。それに加え、新しい中学校作りに関しては、多くの時間と努力をかけ、真剣に議論し、未来ある子供たちの教育のために時間を費やしてきた人々が多数います。しかし、町長は彼らの努力を認めることもせず、簡単に議案を廃止に持ち込もうとされています。今からでも遅くはありません。次の議会までに、タウンミーティングを開催するのであれば、子供たちや保護者、教育者、そして町民全体の声を聞くべきです。怪文書と呼ばれた情報に翻弄された町民たちも、正しい情報を求めています。地震や災害に強く安心して通学できる学校作りを考え直し、命の危機を脅かさ

れることのない施設で学ぶことに集中し、未来を切り開くための礎となる場所を提供すべきです。全ての子供たちが誰1人取り残されない、持続可能な教育環境を、川南町は用意すべきだと言えます。さらには、ユニバーサルデザイン、バリアフリーを駆使し、多種多様性を求められる時代に合った施設を導入し、身体にハンディを持たれた方も高齢で足腰の機能が低下し、歩行が困難な方への配慮も持ち合わせた建物は、災害時には避難所としても活用し、川南町の未来を見据えた、命を守るために最優先された施設・環境を提供する必要があります。また、川南町は文化面やスポーツ面でも優れた環境を持っています。文化ホールや図書館の活用、部活動の強化にも繋がる町総合運動公園は、新しい中学校が新設された場合、さらに最高の状況を用意できると思われれます。最後に、私達は、川南町の先人たちが知恵と工夫を合わせ、本日まで、川南町を発展させたことを考慮すべきです。新しい中学校を建設することで、教育環境を整え、子供たちの成績を上げ、川南町の未来を考えることが重要だと思います。未来ある子供たちの夢や希望を持つために、今後も川南町が最高の教育環境を提供できるよう、そして果たしていけるよう、議員の皆様様の御理解と御支援をお願いいたします。

**○副議長（徳弘 美津子君）** 次に、原案に、賛成者の発言を許します。

**○議員（河野 禎明君）** 議案38号川南町中学校総合整備計画の廃止について、賛成の討論をいたします。この前4月に選挙があったばかりです。私は選挙前からこの問題があって、もう2年前から町内をずっと回ってきました。小さい子供のいる母親、お年寄り、いろいろな人と話をしました。これだけ話をした議員は他にいません。私は自信を持っています。その中で言われたことは、なぜ中学校だけ作るのか考えてみよと。ウクライナ問題とか去年ですよ、いきなり想定外のことが起きたんですよ。価格はあつという間に上がり始めたんですよ。皆さん家計だったらですね自分の家を建てるのに、いきなりどんどん物が倍になってですね、それから高くなった後にですね、家を建てるのかというのは、簡単にはできませんよ。これはいろいろな話し合いを見直す、そういう過程が必要なんです。前の町長はそれしませんでした。見直すということは一切しないでですね、強引にやろうとしています。それも令和元年から、自分が中学校はここにつくるんだと決めてやってきました。そして私達議員にですね、嘘もつきました。騙してたんですよ。作る場所が狭いじゃないか狭いじゃないかと言ってるのに、土地は十分です十分ですと言いながら裏ではですね、土地を一丁八反ぐらいですね、買う話をですね裏でどんどん進めてたんです。今のあの土地の、あそこのそばの土地の方に聞いたらすぐわかります。そういうことにですね、こういう大事な中学校で、100年に1回あるかないかのことなんです。先に町民に知らせて町民の声を聞いてやるのがですね、行政の長たるものなんです。最初から自分で決めるという話じゃないです。その町長が決めたものだからそれにつられてですね、高鍋のお店の方がわざわざ店出したりしてですね、とんでもない迷惑をこうむってるんですよ。今ですね。この中学校を作るとすると総事業費は80億90

億かかるんですよ。これは専門家に聞かれるとわかりますよ。そしたらですね、中学校作っていいですよ、小学校は作れなくなるんですよ。20年30年経ってもですね小学校ができなくなるんですよ。中学校は3年間です。小学校は6年間、今の校舎で我慢しないといけないんですよ。古い校舎で。おかしいでしょう。ここを皆さん考えてください。中学校だけ建てればいいというもんじゃないんです。中学校だけ建ててあそこで学力をどんどん上げなきゃいけないというのはですね、もう一つ見直さなきゃいけないんです。この想定外の建築費が上がったことで、このですね子供の生徒数も見て、子供が生徒数は10年後は820名から30名ですよ、小中合わせて15年後はもう700名しかいないんです。これどこの自治体も一緒です。そう考えたときですよ。中学校だけ建てたら、小学校が建てられない。それよりは、10年ここで辛抱してですよ、基金もためる、いろいろな無駄なものもですね、ちゃんと節約して、10年間準備してですよ。そして小中一貫校を目指すことも私は考えるべきだと思うんです。私は何回も言いましたよ。町長にも、教育長やらにも教育課長にも。中学校だけ作るんです。小学校は小学校の方から反対が出たから作りませんとかですねそういうことじゃないんです。これはですねもうちょっと喉がちょっと乾いてですね、水もないしですね。ええ。すいません。これはですね、また場所のこともあるんですけど、あの場所はあるんまりよくないんです。口蹄疫の慰霊碑があってですね、あそこの移転の予定の民家はですね、先祖代々の墓があったんです。それもですね移してます。そういう場所の上に、中学校というのはいくら建てるとですね、どなたが考えてもあまり良いとは思えません。

そしてあの場所はですね、町はスポーツランド構想というのを進めてきて、これが順調にあって、野球キャンプの選手が来る、サッカーの選手が来る。なぜ来るかっつうところは竹乃屋というのがあって、宿泊所から運動公園まで歩いてすぐ行けるんですよ。こんなに恵まれたところがあるんまりないんです国内に。だから、川南の長はですね考えてください。商店街の発展するのにですね、中学校建てたら発展すると商工会はいいです。私はこんな考えだから、商工会は発展しないと思います。キャンプです。キャンプはいっぱい来てたんです。あとサッカー野球も来てた。テニスも1億円のテニス場を作った。このテニスのキャンプ場誘致。それに新しいですね、スポーツ施設を作れば、あそこはキャンプ地としてですねどんどん伸びてたんです。スポーツランド構想はですね、全国でも珍しいぐらいですね。伸びて成功になるはずだったんです。もうある野球チームから電話が入りました。ちょっとこの合宿の関係者詳しい関係者にですね、中学校ができたら、私達キャンプにも来れないと連絡が来ました。中学校建設、止めてくれって言われ頼まれました。ここはですね、キャンプ地を重要視した方が、町の発展、商店街の発展には非常にですね役に立つと思います。私は去年盛岡のですね近くに紫波町ちゅうとがあって、平泉のそばです。視察に行きました。

そこの町は役場が3階建ての校舎、直売所、町の図書館、そしてですねびっくりしたのは、バレーボール専用の体育館、それを全部木造で作ったんですよ。県産材の木材で、オガール

という、もうちょっとあれですかね呼び名でしたね。そしたらバレーボール専用コートには、東京近辺から高校大学社会人の合宿が年間通してもものすごい数が来たんです。もう最初町民は大反対だったんですよ。今ではですね、ニコニコしてました。そしてその成功例が全国でも有名になっています。そういうことも併せてですね。この場所の問題も私もちよつと考えました。場所は、国立病院機構宮崎病院ですかね、あの裏に広い敷地があるんです。15年ぐらい前にですね。国が町に買うてくれんかって言ってきたことがあるんです。そのときは財政難でちょっと買えなかったんです。今はですね、町はそれぐらいの余裕はあります。私はここはですね、防災マップで見ると、町の中心なんです。ここの土地はもう藪でですねもう見るからにですね印象が悪いんですよ。ここにですね、町長名で国に申請しますと、払い下げはですね、90%以上の確率で払い下げが可能です。私もそれだけの手は打ちました。そして訳ありの土地だもんですから、安くなります。そして、湿原に汚水がどんどん大雨のときに流れるけど、排水工事を大至急しないといけないんです。国に頼んでも、いつまでたってもしてくれません。もう早く払い下げしてもらって、湿原を守るためにもですね、この土地が必要です。そしてここに、小中一貫校ですね10年後を目標に立てたら、もう町内からですねスクールバスを全部だいぶ動かして、親が何も心配せずにいいように通学の心配なくっていいように送迎するんです。私が去年串間に行ったんですよ。串間は六つの中学校を一つにしたんです。最初は反対だったんですよ。でも、通学バスを6台動かしたらですね親は大喜びです。子供がちゃーんと寄り道せずに帰ってきます。そして、夕方の部は帰宅部と部活部と2回に分けてきます。そして、串間も西都も中学校統合しましたが、二つとも既存の中学校を利用しました。なぜなら簡単なことなんです。

建築費がですね、その財政負担になるんです。そこも考えるとですね、私はここ10年間の辛抱その間ちょっとですね、暫定ですけど中学校の統合はやっぱ私急いだ方がいいと思うんです。それで防災マップよく皆さん見てください。唐中、国中を見たときですね唐中の方がすぐに統合がやりやすいです。唐中で暫定で統合したとしますね。国中の遠い方はですね、当然スクールバスを用意してですね、やるということが必要です。これはですねやったら絶対喜ばれます。早くそしてですね部活を充実させてほしいですね。そうするとですね、その国立病院の裏のグラウンドで小中一貫校やったときですねこれいいなと思ったのが、あの周りが学園都市ですよ。川小のグラウンドが使えるんです。

今少年団が野球の練習サッカーの練習してます。これを川小のグラウンドもできます。唐中の体育館、グラウンド、これもですね、使えます。これはですね日本で一番恵まれた小中一貫校になり得るんです。考えてください皆さん、今慌てて中学校だけ作っても、今ですね、プールを作るのに、教育課は頭を悩ましてるんですよ。皆さんプールってどこに作ると思います。川南の広いところだったら普通ですね。どっかそこら辺のちゃんと開いたところ、ところにプールを作ればいいと思うでしょ。教育課やらある議員はとんでもないことを言いますよ。

校舎の屋上に作ったらいっちゃというんですよ。校舎の屋上にプールを作ったらですね、校舎の耐用年数はですね、50年もつとこがですね、50年もたなくなりますよ。そんな発想はありえませんよ。プールというのはもちろん災害のこともあるから、水を溜めておかないかんから。川南みたいな広いところはちゃんとそのプールを作ってそこに水を溜めておけばいいんです。教育課の説明では体育館の1階をプールにすると行ってました。とんでもないことを考える。なぜその狭いところに作ろうとするからそういうことが起きるんです。広いところでやればそういう問題は起きないんです。あそこで中学校作ろうとするとですね、中央保育所の問題が起きるんです。中央保育所の子供は工事が始まりましたらですね、居眠りの時間に昼寝ができなくなるんですよ。皆さんいろいろね言われますけど、Facebookでもいろいろ言ってるけど、本当のことを調べて発信してくださいよ。中央保育所の子供がもう眠れなくなったら中央保育所は移転問題が出てくるんですよ。無駄な金額がまた1億円以上かかるんですよ。そんなですね無理のある場所を決めるから良くないんです。場所選定からが間違いなんですこれは。山本、開拓、清瀬、唐中、周辺の生徒が多いです。その人が朝ですね自転車でですね、さあ、登校するのにですね、川南病院の前から川小の前辺にどんどんどんどん子供が集まってきます。最終的にはトロンのですね一番上の方にきますよね。さあそれからがですね、坂を2段下りないといけないんですよ。朝ですよ、朝、気が急いでるんですよ。朝を急な坂を2段降りるんです自転車で、これで事故が起きるのが当たり前じゃないですか。

親としてこれ心配じゃないですか。これは場所の選定が悪いからこういうことがあるんじゃないんですか。最初から場所というのは、もっと慎重に決めるべきだったんです。だから私は、ここにはですね、本当にですね、この計画は反対するのが当たり前だと思います。まだですねいろいろあるんです。あのふるさと公園というところはですね、町民にとってですねものすごく憩いの公園なんです。ほで町内はですね、前の町長の、どういうふうな木に愛情がないのかわからんけど、桜の木はボンボン切りたくられました。花見ができるところがいいんです。今花見ができるところとしたらですねふるさと公園に桜の木を植えてくれたらですね、ちょっと大きな木だとですねもう5年もたてばですね町民が喜ぶ、花見のできる公園になります。ぜひですね、あ、この問題がありましたね。よくですねこの前から強い地震が発生したら中学校が危ないぞ危ないぞと言われて、私達はもう耳がタコができるほど聞かされました。強い地震が来たら小学校も危ないんですよ川南は。誰が考えても一緒でしょ。だったら小学校と中学校のことも一緒に考えてください。もうね、この強い地震が来たらもう中学校が危ないぞ、何人死ぬが分からんぞというのはですねもう二度と止めてくださいこういうものの言い方は。小学校のことも必ず合わせて考えてください。小学校も新しくはないんです。よろしくお願いします。失礼します。

**○副議長（徳弘 美津子君）** しばらく休憩します。

10分間休憩します。



午前11時13分休憩

.....  
午前11時23分再開

**○副議長（徳弘 美津子君）** 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（中村 昭人君）** 議案第38号川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について、反対の立場で討論をいたします。

新中学校の議論は、平成30年に教育委員会から学校規模適正化審議会に、中学校の統合について諮問し、平成31年4月に答申書が出され、統廃合はやむを得ないとされたことを機に、令和3年12月定例会でこの計画が可決されるまで、住民への説明会32回、学校規模適正化審議会9回、アンケート調査2回、議会勉強会4回など意見聴取や説明の場を重ねてきました。それでも説明が足りない、建設費が示されていない、手続きがおかしい。選挙結果が民意だと言われますが、東町長の論法でいくと、前の町長も議会も民意によって誕生しております。この基本計画は、その民意によって選ばれた代表者が議論を尽くし、決められたものです。この計画は、耐震の課題など、子供の安心安全のための教育を担保する計画でございます。よって、基本計画廃止の理由については、計画への具体的な反論と対案、そして根拠を示して、支援者だけでなく、広く町民に同じような時間をかけて説明責任を果たすことが、より一層求められていると私は思います。今回の定例会において、議案説明から一般質問、そして委員会審査をとおして、町長及び副町長へ同僚議員を含め、明確な根拠を求めましたが、民意だからとの答弁。突っ込んで質問するも、狭い、崖の上だ、静かな場所がいいなど。明確な返事はいただけませんでした。それらの対策は実施計画に既に盛り込まれております。極めて残念でなりません。この民意という曖昧な言葉を並べて、廃止理由の根拠とすることほど、議会制民主主義を愚弄するものはないと考えます。町長はご自身の在職中は絶対にあの場所へ中学校は作らないと言われますが、今回のこの基本計画の廃止は、あくまでも基本計画が議会の意思ではなくなったということに他ならず、決して新中学校の設置をドーム周辺にできないとする法的な根拠ではないのです。基本計画がなくても学校は作れます。費用は実施計画において示されています。教育委員会の職務権限において、学校の設置は検討されるものです。それを町長があのように発言するのは、教育委員会の職務権限を侵すものではないのでしょうか。日本は法治国家であります。これは町長も言っております。法律に優劣はなく、それぞれが尊重され、運用されているのです。このように法律を恣意的に解釈し、基本計画の廃止をもって、ドーム周辺で新中学校建設を中止にする内容の議案である以上、私はこの議案第38号については断固反対するものであります。

最後に、民主主義と若者の意見の反映について触れさせていただきます。町長は民主主義の原則は選挙であり、選挙は過半数を超えていれば、その結果は民意であると言いますが、民主主義は本来、多数派の原則と少数意見の尊重がセットになってこそ、初めてその機能が発揮されるものです。特に政策を進める上では多数派の原則は、より慎重でなければなりません。前の計画では、少数意見にも耳を傾ける努力と時間は割いてきたものと私は考えます。令和5年4月1日から、子ども基本法が施行されました。この第11条の条文、国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども、または子どもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする、というものです。簡単に言うと、子どもに関することを計画または実施しようとするときには、子どもやその保護者の意見を反映しなさいということなのです。これは言い換えれば、中止または廃止を実施しようとするときも同じように、子供やその保護者の意見を反映しないといけないということになります。法律でそう定められたのです。では、今回の場合、どのように少数意見を反映させるのか。それは基本計画がなくても、今後の検討の中で、ドーム周辺に新設する案を残しておいてくださいということでもあります。子育て世代を中心とした若者は、あそこに作ってほしいと言っています。若者だけではありません。多くの高齢者も、その若者へ同じ気持ちを寄せております。どうか皆様、子供たちの未来のために、議員各位に対し、この廃止議案に対して反対の意思を示していただきたい。そうお願いして、私の反対討論といたします。

**○副議長（徳弘 美津子君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**○議員（三原 明美君）** 議案第38号川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について、賛成の立場で討論いたします。

私は、3月1日に議会議員選挙に出馬することを決意し、それから後援会とともに、川南町を駆け回りました。毎日毎日回ってみると、いつも聞かれるのが、中学校問題。反対か賛成かの問いでした。その中で、建設賛成派の方はお2人でした。その1人の方は、川南町学校規模適正化審議会の委員と言われて、その方が言われるには、金は国から来るとよ、だから川南町は金は出さんでいいとじゃが、この言葉には、啞然としました。この審議会の中身は一体何を審議されていたのか疑いたくなります。また、もう1人の方は、私が建設反対ですと伝えると、話にならんと行って、私の話を聞いてもくさいませんでした。また、建設反対派の方々の話に出てくるのが、なんであんなところに立てるのか。既存の中学校を使わないのか。建設資材は上がる一方なのに金はあるのか。税金はどうなるのか、と不安の声。これは全て、前町長の説明不足そのものです。私も、川南町の人口が減る中、いずれ中学校の統廃合は考えるべきだと思いますが、なぜあの場所なのか。なぜあの場所にこだわるのか。何のメリットがあるのか。図書館、文化ホールがあるから、商店街の活性化のため、町民からは、もしかしてあの場所に中学校を建てないと困る人がいるんじゃないのという声が最近

よく聞こえてきます。また、交通事故が多発するのではという心配の声も聞こえてきます。なぜ既存中学校を使うのは駄目なのでしょう。建物が古いからですか。しかし、30年は大丈夫とされています。耐震に不安があるなら、再耐震化をすればいいではありませんか。今現在、唐瀬原中学校、国光原中学校の子供たちはなおざりになっていますよね。新中学校を建てるためにトイレが臭くても、洋式トイレの数が少なくても、廊下の床のタイルが剥がれていても、修理はしていない。まして、消臭剤一つも置いていない。そもそも校舎の修繕工事は行政の仕事、それが今まで何もしていないことが大問題ではないのでしょうか。未来の子どもも大事ですが、今の中学生の子どもたちがなぜ我慢をしなければならないのでしょうか。そして、何と言っても子どもたちにお金を使うべきです。行ける学校ではなく、行きたい学校に行けるように、教育にお金をかけてやろうではありませんか。そのためには、東町長が言われる、まずは白紙に戻し、何が一番子どもたちにとって大事なのかを考えていこうではありませんか。これで賛成討論といたします。

**○副議長（徳弘 美津子君）** 次に、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（児玉 助壽君）** 基本計画の廃止について、反対の意思を表明し、討論いたします。皆さん、雄弁でいらっしゃいますので何を言うてええかわかりません。私も当初は学校の統合には反対やったとですがよ、新校舎を作るとは。うちの孫は今中学1年生なんですよ。じいちゃんに似てあんまり頭がええねえんもんじゃかいよ。3足す5はなんぼかちゅうと8ちゅうかい、5足す3はちゅうとしばらく考えとって出らんもんじゃかいもうそんげなことも計算ようせんとかちゅうたらよ、じいちゃん、計算はせんでええとスマホですぐ出つとやあち言うもんじゃかいよ、今度は時計何時かかっていうと、そんげなつは知らんでデジタルじゃあち今言われて、ああそうかね。じいちゃんが時代遅れじゃねえて思うてよ。そういうことであります。今度タブレットをいただいたが、何もわからんもんじゃから叩き売って焼酎代わりになろうかと思ちよっけんどん駄目じゃあちゆか言われるるもんやからそれもできません。やっぱ、中身じゃあちゅうけんどんやっぱその時代に合うた施設の中で教育さすつとが良っちゃねかなと思うとつとです、やっぱ時代遅れになってしまいますね自分たちももう、スマホから使われとるような時代じゃかい、やっぱその時代、時代に合うた施設で教育させるとが一番じゃねかなと思つとります。そういうことであります。一応書いてきたから読まないかんけんどん、原案が令和3年12月に可決されたやつであります、同僚議員が法律違反じゃのいろいろ言われたけども、河野禎明議員がいろいろもう対案を持って、賛成討論されましたが、町長におかれましてはすよねやっぱ1回議決したやつはそれが完了するまで議員も、町長執行機関はもう町民まで拘束されとるわけですから、やっぱそれを白紙にするならそれなりのちゃんとした理由でですね、また対案を持って、議案を提案もらいたかったなと思っております。町長は、資料を提出してくれちゅうたら民意のしか出さんかったけんどん、町長も私達議員もすね選挙で選ばれた町の代表者であって選良と

いう呼ばれる、特別公務員であります。憲法第15条では、公務員は全体のすなわち100%ですね、100%の奉仕者であって、一部町長が言われる62%の奉仕者ではないと定めておられます。にもかかわらず、原案の提案理由において、選挙で学校建設反対公約で過半数の投票率62%ですか、投票率で当選し、反対派議員が過半数に達しているので、地方自治法第147条及び149条の規定に基づき提案したのが提案理由の資料でありました。先ほど言いました。公務員の職責ですね。全体の奉仕者であって一部の奉仕者に違反してるわけですよ、提案理由としたら。それに違反し、また憲法第14条の差別を禁止する憲法に違反するものであり、公務員にあるまじき提案理由でありました。なおこの議案の元になる議案が12月に議決宣告され内外に闡明されているのであります。新中学校建設が完了しなければ廃止することはできないものであります。それまではですね一般質問でも言いましたけど、議員のみならず、町長、執行機関、また町民までが拘束されております。これは96条の何でありますけど、これに従わなきゃなりません。それほど、議会の議決の責任は重いものであります。それは再議表決の3分の2としていることでもわかりますが、3分の2の表決で来るのかと思ったら、それもしないようでありますので、先ほどから、町長にお願いしておりますが、原案の賛成を求めるのであればですね、この原案最初提案された議案に変わる、少数住民や、原案反対議員が納得するような具体的な政策ですね、代替案を提示し提案してもらいたいと思っております。以上、苦言を呈し、原案に反対するものであります。同僚議員の皆様の良識を信じ、反対討論とします。

**○副議長（徳弘 美津子君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**○議員（乙津 弘子君）** 議案第38号川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について、賛成の立場で討論をいたします。

私はこの計画を廃止するために、町会議員に立候補し、滑り込みではありますが、当選して、ここにいます。今日は6月議会の最終日。初日から5日間連続でこんなにたくさんの皆さんが傍聴に来てくださり、本当に心強い限りです。私も議会傍聴をよくしておりました。ただし、私と数人もしくはポツンと1人の私。そのせいでしょうか、昨年12月議会でポツンと1人の私がある議員から、愚弄されることがありました。私が議員に立候補しようと思ったのは、そのこともあります。町執行部はもとより、町議会にも疑問を持ちました。3月議会では、知り合いに声かけをして、20人近くの方が傍聴に来られました。人は力です。傍聴席の皆さんに改めてお礼申し上げます。さて、新中学校建設に反対する一番の私の理由は、現在2つの立派な中学校があるからです。ただそれだけですシンプルに。ただし、学校のトイレの現状に対する教育長の対応は、職務怠慢であり、許されません。今の子供たち在校生のために、すぐに洋式トイレへの改善がされるものと確信しています。ところで、これまでの建設賛成の同僚議員の一般質問を聞いて、首をかしげております。新中学校は、ふるさと公園にという主張です。基本計画の中にある、この設置場所はいつ決まったのでしょうか、

調べました。

2019年、令和元年4年前です。5月から6月にかけて3回実施された町役場の幹部会議となる庁内会議で、次のようなやり取りがされています。新中学校建設の提案に対し、職員の1人が、西別館、テニスコート、PLATZ（ぷらっつ）、福祉センターと次々に作って大丈夫ですか、と質問しています。費用については、ところが取り上げられず、本当に無視されて終わっております。5月のことです。翌6月28日の庁内会議では、ある課長が中心部に持ってくるのは、町長が言っているので断言していいと考える。一方別の課長が、うん中に統合すればいいという意見は出ると思う。すぐに前副町長が、反対意見も出ないので、出てますよね。反対意見も出ないので、中央に持ってくることで進める、と会議を締めくくりました。庁内会議は職員の意見を聞く場でも討論をする場でもなく、上意下達の間であったのでしょうか。こうして、翌7月には街中への整備を決定しています。議会へはなんと、翌年、2020年8月議会勉強会で、場所の選定を報告しています。町執行部から議会への報告は、1年を過ぎています。町民はもちろん知りようもない。令和元年というのは、4月に4年前です。町長選、町議選がありました。この庁内会議はその直後にスタートしています。その町長選では、日高前町長は、中学校について、公約に明記していません。然るに、2022年令和4年、昨年です、5月に実施された川南小学校での座談会で公約に書いたと明言しています。ここにおられる人の中に、そこ行かれています人おると思います。私はたまたま私はこの座談会全部6回とも言ったんです。それでちょっと怒られたりもしましたが、役場の人に。連れ合いは、たまたまこの川南小のしか行ってないので、しっかり覚えてて。公約に書いてあるって言ったと言ってました。公約という生命線を忘れるのでしょうか。または、嘘を言ったのでしょうか。一方、三原町長候補は、中学校統合について検討していく、とうたっています。呆れるばかりです。選挙の翌月の5月に前町長は、公約にない新中学校建設について協議をスタートさせて、7月に決定しています。町民にとって寝耳に水、議会は蚊帳の外です。この前の選挙、その4年前、いわゆる無投票のときですね、そのときの公約にもありません。どっかで言うたと思ってるのかもしれませんが。はい、行きます。いつの間にか場所を決定しているのです。民主的に決めたように、町執行部は主張し、教育長も乗せられているのでしょうか。先に結論ありきで、決して白紙から進められているわけではないのです。さて、新中学校建設に町民が賛成しているという根拠として使われているアンケート、これは対象者の数も少ない。教育課が作成し、教育課が集計するという手続きで、まるで当事者の自作自演のように思えました。このようなアンケートは、説得力を目的にして、第三者に作成、集計ともに委託し、客観性と正当性を担保するのが標準です。また、ふるさと公園についても、校舎建設が崖の上の3階建てとなり、想像するだけに恐ろしい光景です。一方、国中も唐中も長年使われて、しっかりした地盤になっております。さらに2つの中学校の統合中学校を、今の中学校の場所からどうしても移転させたいという強い思い、が感じられます。

この強い思いに疑問を持っています。さきの令和元年の庁内会議でも、中学校の跡地をどうするのかという質問に対し、前副町長は国中は企業誘致を唐中はアスリートの宿舎にと答えています。その時点では、今のカワミーナ、竹乃屋さんですね、竹乃屋さんがあるのにと思いました。グラウンドと宿舎が近いというのが川南町の売り、ですよ。さらに企業誘致は大変難しい時代です。そのため、来てもらおうと思ったら、多額の設備投資が要るでしょう。場合によっては校舎全部壊せとかなるかもしれません。さらに誘致できたとしても、企業の撤退は止められません。隣の町、木城町が大いに援助してできたキャノンが、高鍋町に移転してしまったことは記憶に新しいことです。さて、庁内会議のこのやり取りを知って私は、この前副町長のプランは無理があるかなと思いました。そして広大な2つの中学校は、町民の大切な財産、町の歴史そのものなのに、安く安く払い下げられるのではと、老婆心ながら心配してしまいました。この心配は町民の皆さんにも共有されているようです。怒ったり怯えたりしている人の声を多く聞きました。このような疑問点、問題点だらけの計画は廃止すべきだと申し上げて、本案の賛成討論といたします。

**○副議長（徳弘 美津子君）** これで討論を終わります。

これから、議案第38号について採決します。

この採決は起立によって行います。

念のため申し上げます。

起立しない方は否とみなします。

本案に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

議案第38号川南町立中学校統合整備基本計画の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数であります。

したがって、議案第38号川南町立中学校統合整備基本計画の廃止については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後の会議は1時10分からとします。

午前11時55分休憩

午後1時10分再開

**○副議長（徳弘 美津子君）** 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第6、議案第39号令和5年度川南町一般会計補正予算（第2号）、日程第7、議案第40号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）、本2議案は、所管事

項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

**○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君）** 総務厚生常任委員会に付託されました議案第39号につきまして、審査の経過と結果について報告いたします。議案第39号は、所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。

令和5年度川南町一般会計補正予算（第2号）については、予算の総額に歳入歳出それぞれ8億8860万円を追加し、総額124億6405万9000円とするものです。主なものとして、人口対策の充実、高等学校等就学支援給付金は、月額1人当たり3,000円から5,000円に増額され、対象者は464人です。25歳の同窓会は、同窓会を開催。脱炭素化推進事業で、電気自動車の公用車購入。防災減災対策に多賀地区備蓄食料品としてアルファ米900食分の確保。地域コミュニティ助成事業で、鶴戸の本振興班と通山一振興班へ主に備品購入費の助成。公共施設等適正管理推進事業で、文化ホール長寿命化など、様々な事業が行われます。審査の結果、特段異議もなく、採決では全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

**○副議長（徳弘 美津子君）** 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

**○文教産業常任委員長（児玉 助壽君）** 文教産業常任委員会に付託されました議案第39号及び第40号の審査について、その審査の経過と結果について報告いたします。

2議案とも、採決の結果、全会一致で原案のとおり認め可決であります。なお、審査の過程において次のような意見、要望等がありました。議案第39号令和5年度川南町一般会計補正予算（第2号）歳入2款4項1目森林環境譲与税は、令和元年度から森林環境譲与税として年額1,000円課税されるが、実際の課税は、令和6年度から実施され、経過措置として5年間は交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって市町村に充てる。令和元年度に基金を創設しています。2款1項6目企画費中、消耗品費は、未来の川南をつくる学生応援事業の特産品、仕送り送付事業で、通信運搬費も学生応援事業の特産品送料費であります。費用対効果が不明であり、追跡調査の必要があります。6款1項3目農業振興費中、狩猟免許取得補助金は、害獣駆除従事者の高齢化に伴い担い手不足を解消するために、新たに狩猟免許を取得する人に係る支援費用で、最近、銃の不適切な使用による事故が多発しており、適切な管理、使用等の指導を行うべきとの意見がありました。6款1項6目畜産業費中、ファイト酪農緊急支援事業補助金は全国的にも乳価交渉が行われているが、それらを加味しても、購入粗飼料が高騰しており、再生産価格の牛乳1キロ当たり6円不足するため、その2分の1を補助するもので、耕作放棄地等活用した飼料自給策が課題であるとの意見がありました。6款2項2目林業振興費苗木生産者支援事業補助金は、県森林組合連合会と緑化樹苗農業協同組合が決定する苗木価格以上に苗木生産がコストがかかるため、生産者へ1本5円の補助を行うものです。商工業振興費、電子地域通貨ポイント付きキャンペーン助

成金は、ポイント購入時にカードで10%、アプリで20%のプレミアムポイントを付与する事業です。プレミアム率を変えることでアプリ転換を図るもので、高齢者のアプリ対応に不満が続出しており、その対応が課題となっています。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費工事請負費は、道路の環境の保全、整備、町道舗装、路肩、側溝及びその他の補修工事等の事業費であります。番野地西・保育所線排水工事については、保育所利用者の影響を最小限に抑えるよう要望がありました。同僚議員が一般質問された優先順位の件については、通学路が優先され、その他は災害時、災害事故等の危険度や利用率を含め、制度事業による財源確保問題等専門的知見も必要なことから、担当課に一任してほしいとの答弁でありました。

8款土木費3項都市計画費3目都市公園工事請負費3億円は、運動公園野球場改修工事費で、工事着工が今年9月から10月で供用開始は来年春となっています。キャンプ最盛期の影響を危惧する意見もありました。

4項住宅費工事請負中、危険空き家解体事業補助金300万円は、国の対象要件が厳しくなったため、町が単独で行う事業であります。野良猫、ドバト繁殖場所になっており、地域の環境衛生面が危惧されることから、早急な取り組みを求める意見がありました。

10款教育費2項小学校費3項中学校費の学校給食特別対策事業支援金は、小中学校の給食費を7月から全額無償にするための支援金であります。

10款教育費4項社会教育費2目文化施設費中工事請負費は、文化ホール図書館複合施設管理事業中、照明設備更新工事は図書館、文化ホール及びエントランス照明のLED化工事事業費であります。施設全体の雨漏りがひどく、管理者は設計ミスを指摘されており、抜本的改修工事が必要と思われました。

次に議案第45号は、令和5年度川南町電子通貨事業特別会計補正予算（第1号）について、地域通貨のプレミアム率がカードとアプリが違うので、担当窓口での対応について配慮してほしいや、アプリ利用の不慣れな人が続出すると思われることから、それらの配慮も必要との意見がありました。住民全体が使い勝手の良い方策はなかったのか、住民全体の奉仕者としての心構えも必要と思われれます。

以上で文教産業常任委員会の審査報告を終わります。

**○副議長（徳弘 美津子君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。



議案第39号令和5年度川南町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号令和5年度川南町一般会計補正予算第2号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、同意第5号農業委員会委員の任命について、日程第9、同意第6号農業委員会委員の任命について、日程第10、同意第7号農業委員会委員の任命について、日程第11、同意第8号農業委員会委員の任命について、日程第12、同意第9号農業委員会委員の任命について、日程第13、同意第10号農業委員会委員の任命について、日程第14、同意第11号農業委員会委員の任命について、日程第15、同意第12号農業委員会委員の任命について、日程第16同意第13号農業委員会委員の任命について、を議題とします。

本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に蓑原 敏朗君及び田中 宏政君を指名します。

投票、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票用紙にあらかじめ記載してあります、同意第5号から同意第13号までの氏名の上にあります空欄に、それぞれ本件に賛成の方は丸と、反対の方はバツと記載して、投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

ただいまから投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

蓑原 敏朗君、田中 宏政君、開票の立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

報告は議案ごとに行います。

同意第5号 投票総数11票のうち、そのうち賛成6票、反対5票。

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第5号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

同意第6号投票総数11票のうち、賛成6票、反対5票。

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第6号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

同意第7号、投票総数11票のうち、そのうち賛成6票、反対5票。

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第7号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

同意第8号、投票総数11票のうち、そのうち賛成9票、反対2票。

以上の通り賛成が多数であります。

したがって、同意第8号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

同意第9号、投票総数11票のうち、そのうち賛成9票、反対2票。

以上の通り賛成が多数であります。

したがって、同意第9号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

同意第10号、投票総数11票、そのうち賛成6票、反対5票。

以上の通り賛成が多数であります。

したがって、同意第10号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

同意第11号、投票総数11票、そのうち賛成5票、反対6票。

以上の通り、賛成が少数であります。

したがって、同意第11号農業委員会委員の任命については、同意しないことに決定しました。

同意第12号、投票総数11票、そのうち賛成9票、反対2票。

以上の通り賛成が多数であります。

したがって、同意第12号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

同意第13号、投票総数11票、そのうち賛成6票、反対5票。

以上の通り賛成が多数であります。

したがって、同意第13号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。  
議場の出入口を開きます。

日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣の通り決定をしたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしました、議員派遣の通り決定をいたしました。

日程第18、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件についてを議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務、継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありま

す。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和5年第2回川南町議会定例会を閉会します。

午後1時42分閉会

---